

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | 資料番号 | | 1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|------------|------|----------|--------------|------------------------|-------|
| 法令名 | 特定非営利活動促進法 | 根拠条項 | 13 条 3 項 | 不利益処 分の種類 | 認証後未登記法人の設立の認 証の取消し | |
| 特定非営利活動促進法 (成立の時期等) 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。 | | | | | | |